



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

476	和歌山県公有財産管理・ファシリティマネジメントシステム構築・運用保守業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(管財課).....	2
477	平成29年度共通基盤整備及び運用保守業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報政策課).....	5
478	平成18年和歌山県告示第1360号(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定)の一部改正	(循環型社会推進課).....	7
479	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	8
480	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(長寿社会課).....	9
481	介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	9
482	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	9
483	介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	10
484	指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課).....	10
485	指定障害児通所支援事業者の指定	(").....	10
486	"	(").....	11
487	"	(").....	11
488	"	(").....	11
489	身体障害者福祉法による医師の指定	(").....	11
490	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課).....	12
491	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	12
492	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課).....	13
493	"	(").....	14
494	森林病虫害等防除法による防除命令の内容	(森林整備課).....	15
495	"	(").....	15
496	保安林の指定の解除予定	(").....	16
497	保安林予定森林	(").....	16
498	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	17
499	"	(").....	17
500	"	(").....	18
501	保安林の指定施業要件の変更	(").....	18
502	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	19
503	林業種苗生産事業者の登録	(").....	19
504	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	19
505	基本測量の実施	(技術調査課).....	20
506	公共測量の終了	(").....	20

507	道路の区域変更	(道路保全課).....	20
508	〃	(〃).....	21
509	道路の供用開始	(〃).....	21
510	和歌山都市計画道路事業の事業計画の変更認可	(道路建設課).....	21
511	道路の位置の指定	(都市政策課).....	21
○ 教育委員会告示			
3	和歌山県指定文化財の指定	22
4	和歌山県指定文化財の指定解除	23
5	昭和33年和歌山県教育委員会告示第7号（和歌山県指定文化財の指定）の一部改正	23
○ 選挙管理委員会告示			
*17	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部改正	24
○ 公告			
	入札公告	(管財課).....	24
	〃	(情報政策課).....	27

告 示

和歌山県告示第476号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県公有財産管理・ファシリティマネジメントシステム構築・運用保守業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

和歌山県公有財産管理・ファシリティマネジメントシステム構築・運用保守業務

(2) 契約期間

契約締結日から平成34年12月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

なお、業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、その構成員の数は2者までとする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。（コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。）

(2) 入札参加資格申請日までに、国、都道府県又は政令指定都市において公有財産管理機能（主に公有財産台帳、固定資産台帳等の情報をデータベース化して管理する機能をいう。）を有するシステム構築を元請業者として受託し、かつ、当該業務の履行が完了した実績を有すること。（コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかが当該実績を有する者であること。）

(3) 入札参加資格申請日までに、国、都道府県又は政令指定都市においてファシリティマネジメント機

能（主にライフサイクルコストシミュレーションや中長期保全計画等を策定できる機能をいう。）を有するシステム構築を元請業者として受託し、かつ、当該業務の履行が完了した実績を有すること。

（コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかが当該実績を有する者であること。）

(4) 3の(1)のセに掲げる資格審査調書を提出し、稼働実績を有する(2)又は(3)に規定するシステムを和歌山県が示す仕様書に基づきカスタマイズし、適正に業務を遂行できると認められた者であること。（コンソーシアムにあっては、システム構築を行う構成員がこの要件を満たす者であること。）

(5) 次の資格をいずれも取得又は保有している者であること。（コンソーシアムにあっては、システム構築を行う構成員がこの要件を満たす者であること。）

ア 国際規格ISO9001（品質マネジメントシステム（QMS））

イ 国際規格ISO14001（環境マネジメントシステム（EMS））

ウ 国際規格ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））

エ プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）

(6) 認定ファシリティマネジャー（CFMJ）の資格を有する者を1名以上常勤雇用していること。（コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。）

(7) 次に掲げる情報処理技術者試験のうちいずれか3種類以上について、経済産業大臣から合格認定を受けた者を常勤雇用していること。

なお、1名の者が3種類以上の合格認定を受けている場合のみならず、複数名の者により3種類以上の合格認定を受けている場合も可とする。（コンソーシアムにあっては、システム構築を行う構成員がこの要件を満たす者であること。）

ア システム監査技術者

イ プロジェクトマネージャ

ウ ネットワークスペシャリスト

エ データベーススペシャリスト

オ テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理又は情報セキュリティ）

カ ITサービスマネージャ

キ システム運用管理エンジニア

ク 情報セキュリティスペシャリスト

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

キ 個人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票

ク 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書

ケ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を

含む。)の全税目

コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 誓約書

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス 2の(2)及び(3)に掲げる実績を履行したことを証明する書類の写し

セ 和歌山県が示す仕様書に対する資格審査調書

ソ 国際規格ISO9001（品質マネジメントシステム（QMS））の認証取得を証明する登録証等の写し

タ 国際規格ISO14001（環境マネジメントシステム（EMS））の認証取得を証明する登録証等の写し

チ 国際規格ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））の認証取得を証明する登録証等の写し

ツ プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）の付与を証明する登録証の写し

テ 2の(6)に掲げる資格を有することを証明する書類及びその資格を有する者が常勤することを確認できる書類の写し

ト 2の(7)に掲げる認定を受けたことを証明する書類及びその認定を受けた者が常勤することを確認できる書類の写し

ナ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) 要綱に基づく和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格者名簿の業務種目「(大分類)6 情報処理(小分類)2システム開発・改良・運用・保守」に登録されている者は、入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからコまでの書類の提出に代えることができる。

(3) (1)のアからオまで、サ、シ及びセに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年4月7日(金)から同年5月17日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年4月14日(金)午後4時30分までの間に和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成29年4月7日(金)から同月21日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は平成29年4月21日(金)午後4時30分までに5に掲げる場所に必着するようにならなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局管財課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2218

ファクシミリ番号 073-441-2248

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により平成29年4月27日(木)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知を受けた日から起算して4日以内（県の休日を除く。）の午後4時30分までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は郵送により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して5日以内（県の休日を除く。）に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第477号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成29年度共通基盤整備及び運用保守業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

- (1) 業務の名称
平成29年度共通基盤整備及び運用保守業務委託
- (2) 契約期間
契約締結日から平成34年10月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

- (2) 入札公告の日から過去5年間に於いて、共通基盤整備及び運用保守業務委託と種類及び規模をほぼ同じくする契約（民間企業等を契約の相手方とするものを含む。）を締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が、構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理試験の合格認定を受けている者

- (ア) システム監査技術者
- (イ) プロジェクトマネージャ
- (ウ) ネットワークスペシャリスト
- (エ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、システム管理又は情報セキュリティ）
- (オ) ITサービスマネージャ

(カ) システム運用管理エンジニア

(キ) 情報セキュリティスペシャリスト

ウ 一般財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

(4) プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会の登録商標）を付与されている者又はISMS（JIS Q 27001:2006（ISO/IEC 27001:2005）又はJIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(5) 3の（1）タに掲げる作業実施計画書で、和歌山県が示す仕様を満足するものを提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、登記事項証明書

キ 個人にあっては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

シ 2の（2）に係る履行証明書

ス 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

セ 2の（3）に掲げる担当技術者の該当する資格等を証明する書類の写し

ソ 2の（4）に掲げる登録商標の付与又は認証の取得を証明する書類の写し

タ 作業実施計画書

チ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」、「（大分類）6情報処理（小分類）3ハードウェア保守」又は「（大分類）14リース・レンタル（小分類）3事務機器リース・レンタル」に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、（1）のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからオまで、シ、ス及びタに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年4月7日（金）から同月14日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休

日」という。)を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年4月7日(金)午前9時から同月11日(火)午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成29年4月7日(金)から同月17日(月)までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあつては平成29年4月17日(月)午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2414

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成29年4月26日(水)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成29年5月15日(月)午後5時30分までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成29年5月19日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第478号

平成18年和歌山県告示第1360号(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定)の一部を次のように改める。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表に次のように加える。

16	御坊市	名田町楠井字鶴辺谷	1374番1の地番の一部	政令第13条の2第1号
			1374番2の地番の一部	
			1376番の地番の一部	
			1377番	
			1378番	
			1379番	

		1380番	
		1381番	
		1382番2の地番の一部	
		1382番3の地番の一部	
		1382番4の地番の一部	
		1382番5の地番の一部	
		1382番6の地番の一部	

和歌山県告示第479号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成29年3月21日指定した。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
コミック	恋愛ラブマックス 4月号	12080-4	秋田書店
コミック	月刊マガジンビーボーイ 4月号	18355-04	リブレ
コミック	ビーボーイゴールド 4月号	17779-04	リブレ
コミック	ディアプラス 4月号	16567-04	新書館
コミック	ガッシュ 4月号	12467-4	海王社
コミック	ダリア 4月号	05839-04	フロンティアワークス
コミック	ほんとうに怖い童話 4月号	08103-4	ぶんか社
コミック	まんがグリム童話 4月号	08305-4	ぶんか社
コミック	絶対恋愛Sweet 4月号	15557-04	笠倉出版社
コミック	本当にあった女の人生ドラマ 4月号	18081-4	ぶんか社
コミック	恋愛白書パステル 4月号	19625-04	宙出版
コミック	アヤ 4月号	18815-04	宙出版
雑誌	オンブルー Vol.27	54929-87	祥伝社
雑誌	実話BUNKA超タブー Vol.19	05376-04	コアマガジン
月刊誌	実話BUNKAタブー 4月号	05375-04	コアマガジン
月刊誌	実話ドキュメント 4月号	15115-4	マイウェイ出版
月刊誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol.108	02092-4	ぶんか社
月刊誌	エキサイティングマックス! 4月号	02091-4	ぶんか社
月刊誌	実話ナックルズ 4月号	04877-4	ミリオン出版
月刊誌	CIRCUS MAX 4月号	04099-04	KKベストセラーズ

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第480号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071800662	合同会社まある	まあるケアプランセンター	和歌山県岩出市西野17-6-7	居宅介護支援	平成29.4.1	平成35.3.31
3072201597	合同会社希望のかけはし	森音-MORION-居宅介護支援事業所	和歌山県田辺市天神崎18-2	居宅介護支援	平成29.4.1	平成35.3.31
3072201605	医療法人伸阿会	カノンケアステーション	和歌山県田辺市下三栖1483-15	居宅介護支援	平成29.4.1	平成35.3.31
3072401270	一般社団法人性格スキルアップセンター	ココナツケアプランセンター	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2399-404	居宅介護支援	平成29.4.1	平成35.3.31

和歌山県告示第481号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072201589	医療法人伸阿会	カノンデイサービス	和歌山県田辺市下三栖1483-15	介護予防通所介護	平成29.4.1	平成30.3.31

和歌山県告示第482号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071800670	合同会社医療福祉会	ヘルパーステーションことぶき	和歌山県岩出市水栖29-2番地の7	訪問介護	平成29.4.1	平成35.3.31
				介護予防訪問介護	平成29.4.1	平成30.3.31

30722016 13	医療法人伸阿会	カノンヘルパーステーション	和歌山県田辺市下三栖 1483-15	訪問介護 介護予防訪問 介護	平成 29.4.1 平成 29.4.1	平成 35.3.31 平成 30.3.31
30724012 88	一般社団法人性格スキルアップセンター	ココナツヘルパーステーション	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2399-404	訪問介護 介護予防訪問 介護	平成 29.4.1 平成 29.4.1	平成 35.3.31 平成 30.3.31
30718006 54	社会医療法人三車会	Acti-va	和歌山県岩出市根来82 3-1	通所介護 短期入所生活 介護 介護予防通所 介護 介護予防短期 入所生活介護	平成 29.4.1 平成 29.4.1 平成 29.4.1 平成 29.4.1	平成 35.3.31 平成 35.3.31 平成 30.3.31 平成 35.3.31
30617900 71	株式会社瑞穂会	訪問看護ステーション瑞穂	和歌山県紀の川市粉河 775-1	訪問看護 介護予防訪問 看護	平成 29.4.1 平成 29.4.1	平成 35.3.31 平成 35.3.31

和歌山県告示第483号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30710012 61	トリプルスター合同会社	あんずケアステーション	和歌山県橋本市市脇一丁目734-3	訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問 介護	平成 29.4.1 平成 29.4.1 平成 29.4.1	平成 35.3.31 平成 35.3.31 平成 30.3.31

和歌山県告示第484号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051700 072	つぼみ教室	紀の川市桃山町調月736-1	児童発達支援	社会福祉法人桃郷	紀の川市桃山町調月58-3	平成 29.3.31

和歌山県告示第485号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3050100852	こどもの階段	和歌山市つつじが丘一丁目9番地2	児童発達支援	株式会社ステアーズ	和歌山市つつじが丘一丁目9番地2	平成29.4.1

和歌山県告示第486号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051500100	通所支援事業所 いちご教室	有田市箕島627番地の1	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人さくらんぼ	有田市星尾450番地の2	平成29.4.1

和歌山県告示第487号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051700205	つばみ園	紀の川市桃山町調月736番地の1	児童発達支援	社会福祉法人桃郷	紀の川市桃山町調月58番地の3	平成29.4.1

和歌山県告示第488号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051300089	あすなろ教室	伊都郡かつらぎ町中飯降1062番地1	児童発達支援	社会福祉法人桃郷	紀の川市桃山町調月58番地の3	平成29.4.1

和歌山県告示第489号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定年月日	診断する身体障害の種類													
					視覚	聴覚	平衡	音声言語	そしゃく	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又ぼうこう直腸	小 腸	免 疫	肝 臓	
岡宏保	内科 循環器科 リハビリテーション科	白浜はまゆう病院	西牟婁郡 白浜町堅田1447	平成 29. 3. 16							○							
榎本圭佑	耳鼻咽喉科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成 29. 3. 16		○	○	○	○									
近藤誠	整形外科	貴志川リハビリテーション病院	紀の川市 貴志川町丸栖1423-3	平成 29. 3. 16							○							
寺口真年	整形外科	県立医科大学附属病院紀北分院	伊都郡かつらぎ町妙寺219	平成 29. 3. 16							○							

和歌山県告示第490号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 失効する知事監視製品

次の写真に示すとおり、「HIGH TENSION」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

2 失効理由

当該知事監視製品が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成29年4月7日

和歌山県告示第491号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
松源和歌山インター店
和歌山県和歌山市田屋138番地
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松源 代表取締役 兼田守
和歌山県和歌山市田屋138番地
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) 松源和歌山インター店
和歌山県和歌山市田屋字南大人神102-1番地
(変更後) 松源和歌山インター店
和歌山県和歌山市田屋138番地
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社松源 代表取締役 桑原一良
和歌山県和歌山市吹上二丁目4番50号
(変更後) 株式会社松源 代表取締役 兼田守
和歌山県和歌山市田屋138番地
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 届出書のとおり
(変更後) 届出書のとおり
- 4 変更年月日
 - (1) 平成23年10月23日
 - (2) 代表者:平成27年2月21日
住所:平成23年10月23日
 - (3) 未定店舗の決定:平成23年11月3日
代表者:平成27年2月21日
住所:平成23年10月23日
- 5 変更した理由
 - (1) 店舗所在地の表記変更のため
 - (2) 代表者の変更及び本社移転のため
 - (3) 未定小売店舗の決定及び代表者の変更並びに本社移転のため
- 6 届出年月日
平成29年3月17日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成29年4月7日から同年8月7日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第492号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業木津上吉谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写

しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年4月10日から同年5月10日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び海南市まちづくり部建設課

和歌山県告示第493号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業別院奥観音池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年4月10日から同年5月10日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び海南市まちづくり部建設課

和歌山県告示第494号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、紀の川市、御坊市、美浜町、みなべ町、印南町、白浜町、那智勝浦町及び串本町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、関係振興局農林水産振興部林務課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成29年4月28日から平成29年7月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第495号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成29年4月28日から平成29年7月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、航空機により当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第496号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町大字串本字ココリ谷生751の1、752

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第497号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字二川字三瀬川谷北68の1・72の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第498号

平成29年和歌山県告示第252号（以下「告示第252号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

森下昌宜
上田とき
小林あや子
畔川巖
裕宏之
海瀬恵次郎
曾和良子
赤岩正文
平松保次
橋本貞一
小南剛

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第252号のとおり

和歌山県告示第499号

平成29年和歌山県告示第289号（以下「告示第289号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
佐々木建
佐々木竹三郎
的場豊
田中政一
堀民吉
久保司
杉谷次郎右衛門
杉谷市之助
小川彦信
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第289号のとおり

和歌山県告示第500号

平成29年和歌山県告示第306号（以下「告示第306号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
谷口道子
大熊武一郎
岩井儀造
和泉舊平
倉場音五郎
西村廣造
野田真記子
山本とも
那須こと
中田哲夫
橋本虎一
岩井善七
坂本啓次郎
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第306号のとおり

和歌山県告示第501号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第502号

平成29年和歌山県告示第307号（以下「告示第307号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方

北田博朗
尾上通明
山崎忠
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第307号のとおり

和歌山県告示第503号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
			種 穂		苗 木			
	氏名又は名称	住 所	採 種	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成	名 称	所 在 地
2102	株式会社阪中 緑化資材 代表取締役 阪中晋	紀の川市桃山町市場310-2			○	○	株式会社阪中 緑化資材	紀の川市桃山町市場310-2

和歌山県告示第504号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認

められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山南漁業協同組合の地区	西牟婁郡すさみ町に住所又は根拠地を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業	すさみ曳縄

和歌山県告示第505号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
基本測量（国土広域情報修正）
- 作業期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第506号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 作業の種類 公共測量（空中写真測量）
- 作業期間 平成28年7月25日から平成29年3月10日まで
- 作業地域 紀の川水系直轄管理区間（紀の川、貴志川）

和歌山県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
有田郡有田川町大字岩野河字大半田449番2地先から同町大字川口字峯の谷997番1地先まで	旧	4.95 ? 9.80	950.00	池谷橋 無名橋 L=3.20 L=4.30

和歌山県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 沓掛糸我線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田市宮原町道字道43番2地先から同市宮原町道字道41番地先まで	旧	3.18 } 3.53	10.26	
同上	新	6.20 } 6.53	10.26	

和歌山県告示第509号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 沓掛糸我線

供用開始の区間 有田市宮原町道字道43番2地先から同市宮原町道字道41番地先まで

供用開始の期日 平成29年4月7日

和歌山県告示第510号

和歌山都市計画道路事業の事業計画の変更については、平成29年3月21日付け国近整計管和都業第5号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画道路事業3・2・5号松島本渡線
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第511号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3371	岩出市野上野字沼ノ上219番4の一部	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	平成 29.3.24	6.00	53.96

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第3号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により、平成29年3月17日次の表に掲げる文化財を和歌山県指定文化財に指定した。

平成29年4月7日

和歌山県教育委員会教育長 宮下和己

（有形文化財の部）

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
美術工芸品 （絵画）	絹本著色十六羅漢像 16幅	和歌山市吹上一丁目4番地1 4号（和歌山県立博物館）	宗教法人浄教寺	有田郡有田川町大字長田542番地
美術工芸品 （考古資料）	仮庵山経塚群出土品 （154点） 第1号経塚出土品 鉄刀子 1点 石硯 1点 ガラス小玉 5点 青白磁合子蓋 2点 青白磁合子身 1点 白磁合子 1点 瓦器壙・皿破片 12点 第2号経塚出土品 青銅経筒 1点 青白磁小壺蓋 1点 青白磁小壺身 1点 青白磁合子身 1点 青磁碗 1点 常滑焼甕 1点 常滑焼甕破片 11点 第3号経塚出土品 瓦製経筒 1点 鉄刀 1点 鉄刀子 2点 銭貨 5点 ガラス小玉 3点 青白磁小壺蓋 2点 青白磁小壺身 2点 青白磁合子蓋 9点 青白磁合子身 7点 青白磁皿 1点 東播系須恵器甕破片 3点	田辺市東陽31番1号（田辺市立歴史民俗資料館）	田辺市	田辺市新屋敷町1番地

	亀山焼甕破片 10点 瓦器碗破片 2点 附 経塚周辺出土品 及び採集品 (66点) ガラス小玉 21点 青白磁小壺身 5点 青白磁合子蓋 9点 青白磁合子身 17点 瓦器碗破片 14点			
美術工芸品 (考古資料)	立野遺跡出土品 (532点) 木製品 172点 石器 155点 土器 205点	和歌山市岩橋1411番地(和歌山県立紀伊風土記の丘)	和歌山県	和歌山市小松原通一丁目1番地

(無形民俗文化財の部)

種別	名称	所在の場所	保持団体	保持団体所在地
民俗文化財 (無形民俗文化財)	北山川の筏流し技術	東牟婁郡北山村大字大沼	北山川筏流し保存会	東牟婁郡北山村大字大沼

和歌山県教育委員会告示第4号

和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第4条第1項の規定により、平成29年3月17日次の表に掲げる和歌山県指定文化財の指定を解除した。

平成29年4月7日

和歌山県教育委員会教育長 宮下和己

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
建造物	鬮雞神社 本殿(證誠殿) 1棟 附 棟札 2枚 (寛文元年6月、延宝9年3月) 各1枚 西殿 1棟 附 棟札 (元文2年6月15日) 1枚 上殿 1棟 中殿 1棟 附 棟札 (延享5年6月18日) 1枚 下殿 1棟 附 棟札 (延享5年6月18日) 1枚 八百萬殿 1棟 附 棟札 (延享5年6月18日) 1枚	田辺市湊655番地	宗教法人鬮雞神社	田辺市湊655番地

和歌山県教育委員会告示第5号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により、平成29年3月17日和歌山県指定文化財十五社の樟樹に隣接地を追加指定したので、昭和33年和歌山県教育委員会告示第7号（和歌山県指定文化財の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年4月7日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

本則の表中

〃 (〃)	十五社の樟樹	伊都郡伊都町大字笠田東563番地 薬師寺境内	伊都郡伊都町大字笠田東 薬師講代表者 木村克三	同左	を
〃 (〃)	十五社の樟樹 573.16㎡	伊都郡かつらぎ町大字笠田東563番地1 伊都郡かつらぎ町大字笠田東549番地1、549番地2	伊都郡かつらぎ町大字笠田東649番地 妙楽寺薬師講代表者 木村博胤 かつらぎ町	同左 同左	に改める。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第17号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年4月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第2項の表中

海南市立養護老人ホーム 白 寿 荘	海南市小野田820番地	を
養護老人ホーム 白 寿 荘	海南市小野田820番地1	に、
海南市立特別養護老人ホーム 南 風 園	海南市木津233番地の40	を
特別養護老人ホーム 南 風 園	海南市木津233番地40	に改める。

公 告

入 札 公 告

和歌山県公有財産管理・ファシリティマネジメントシステム構築・運用保守業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6

条の規定に基づき公告する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成29年度から平成34年度まで

(2) 調達業務の名称

和歌山県公有財産管理・ファシリティマネジメントシステム構築・運用保守業務

(3) 調達業務の内容

入札説明書による。

(4) 業務担当部局

和歌山県総務部総務管理局管財課

(5) 業務の期間

契約締結日から平成34年12月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成29年和歌山県告示第476号に規定する和歌山県公有財産管理・ファシリティマネジメントシステム構築・運用保守業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

和歌山県総務部総務管理局管財課

(2) 期間

平成29年4月7日（金）から同年5月17日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) (1) により交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成29年4月14日（金）午後4時30分までに和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 3-A会議室

イ 入札日時

平成29年5月17日（水）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成29年5月16日（火）午後4時30分までに和歌山県総務部総務管理局管財課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2218

ファクシミリ番号 073-441-2248

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務について調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Design, development, operation and maintenance of facility management system for
Wakayama Prefecture public property

- (2) Date and time for tender :

1:30 p.m. 17 May 2017 (Deadline for bids submitted by mail : 4:30 p.m. 16 May 2017)

- (3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural
Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2218

FAX 073-441-2248

入札公告

平成29年度共通基盤整備及び運用保守業務委託に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成29年4月7日

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成29年度から平成34年度まで

(2) 業務の名称

平成29年度共通基盤整備及び運用保守業務委託

(3) 業務の内容

庁内システム統合集約化業務において整備する基盤の構築及び運用保守

(4) 業務担当部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 業務の期間

契約締結日から平成34年10月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成29年和歌山県告示第477号に規定する平成29年度共通基盤整備及び運用保守業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

(2) 期間

平成29年4月7日（金）から同月14日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) (1) 及び (2) により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成29年4月7日（金）午前9時から同月11日（火）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

平成29年4月27日（木）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格が

あることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成29年4月27日（木）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、

落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2414

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Subcontract for construction, operation and maintenance of the infrastructure system for the integration of internal systems in the fiscal year 2017

(2) Date and time for tender :

2:00 p.m. 27 April 2017 (Deadline for bids submitted by mail 9:30 a.m. 27 April 2017)

(3) Contact point for the notice :

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2414

FAX 073-428-1136

e-mail e0204001@pref.wakayama.lg.jp